

機会均等推進責任者・職業家庭両立推進者・短時間雇用管理者を選任しましょう！

秋田労働局雇用環境・均等室

厚生労働省では、企業や事業所の中で人事労務管理の責任を有する方等を、「機会均等推進責任者」「職業家庭両立推進者」「短時間雇用管理者」として選任していただくことを勧めております。

選任いただいた方々には、秋田労働局雇用環境・均等室から、それぞれの職務に関連する法改正や各種セミナー等の最新の情報をお送りいたします。選任は、下記の「選任・変更届」に必要事項を記載の上、秋田労働局雇用環境・均等室あて郵送またはFAXでお送りください。

「選任・変更届」は厚労省HPからダウンロードもできます。 <http://www.mhlw.go.jp/topics/2016/03/dl/tp0331-1a.pdf>

機会均等推進責任者

性別にとらわれない人事管理を徹底させ、女性が能力を発揮しやすい職場環境をつくるという役割を担う方として、必要な取組を推進していただきます（選任は事業所単位）。

職業家庭両立推進者

育児・介護休業法第29条において、育児休業や介護休業等に関する就業規則等の作成・周知等、企業全体の雇用管理方針の中で、仕事と家庭の両立を図るための取組を企画し、実施する業務を担う方を選任するよう努めなければならないとされています（選任は企業単位）。

短時間雇用管理者

パートタイム労働法第17条において、パートタイム労働者を常時10人以上雇用する事業所は、パートタイム労働指針に定める事項その他の雇用管理の改善に関する事項等を管理する方を選任するよう努めなければならないとされています（選任は事業所単位）。

詳しくは、厚生労働省HPからそれぞれ「機会均等推進責任者」「職業家庭両立推進者」「短時間雇用管理者」で検索を！

機会均等推進責任者・職業家庭両立推進者・短時間雇用管理者選任・変更届

平成 年 月 日

秋田労働局長 殿

事業所名

所在地

代表者職氏名

主な事業内容

総労働者数 女 人 男 人

うち正社員数 女 人 男 人

うち短時間労働者数 女 人 男 人

この度、当社（事業所）では下記のとおり機会均等推進責任者・職業家庭両立推進者・短時間雇用管理者として（選任・変更）いたしますので、報告します。

記

●機会均等推進責任者（選任 変更）

所属部課		氏名	
役職名		(TEL)	

●職業家庭両立推進者（選任 変更） 企業単位ですので、1企業につき1人選任してください。

所属部課		氏名	
役職名		(TEL)	

●短時間雇用管理者（選任 変更）

所属部課		氏名	
役職名		(TEL)	

【問合せ】 秋田労働局雇用環境・均等室 秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎4階
TEL：018-862-6684 FAX：018-862-4300

